

事業者の皆様へ

事業系ごみ適正処理・減量化
マニュアル



香美町 町民課

はじめに

香美町のごみ(一般廃棄物)の排出量は年間約4,700トン(令和5年度)になります。

これを住民1人あたりに換算すると、毎日820グラムのごみを出している計算になります。人口が減少しているにも関わらず、1人当たりのごみ量はあまり減っていません。

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルを推進するための法整備が進み、行政、住民、事業者が一体となって、限りある資源を効率的に利用するとともに、再生を行って持続可能な形で循環利用する社会を目指す取り組みが求められています。

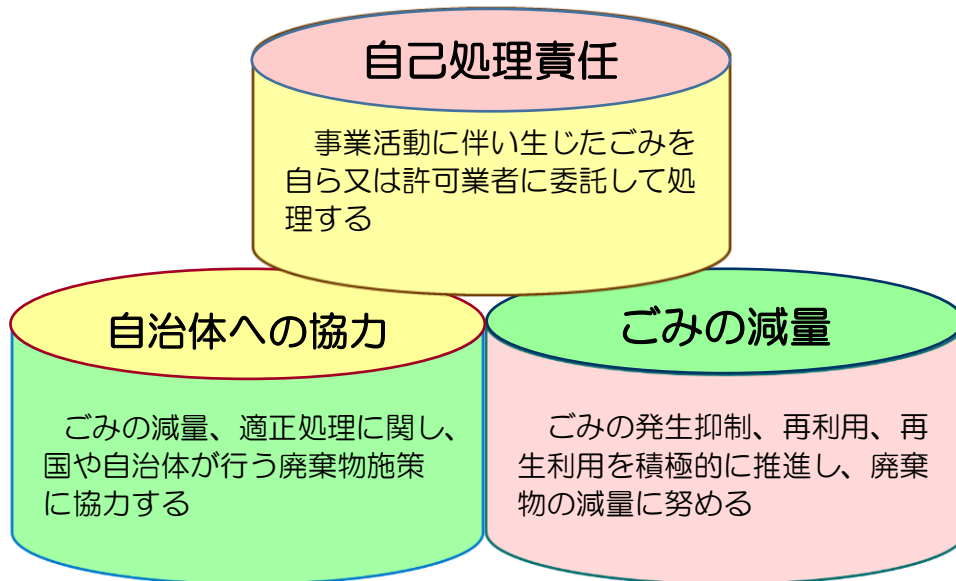
このマニュアルは、特に事業者の皆さんが排出されるごみに関してより理解を深めていただき、ごみの減量化、適正処理と資源化の推進を図ることを目的として作成しました。

事業者の皆様には、このマニュアルをご一読いただき、より一層のごみの減量等にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 事業者の責務

法律における責務

廃棄物処理法では、第3条で事業者の責務として以下の3点をあげています。



事業系廃棄物とは

営利、非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。

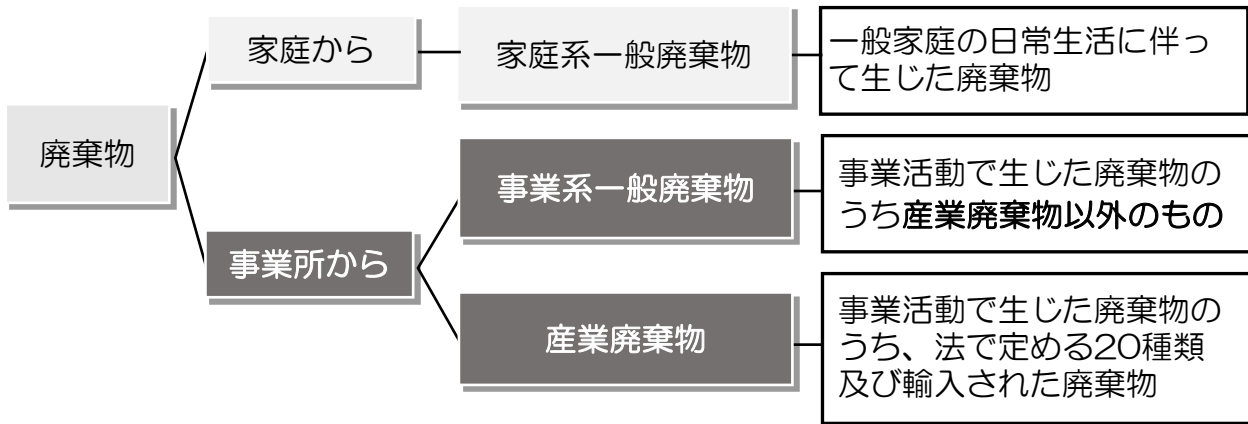


事業規模の大小に関わらず、事業活動で出るごみはすべて「**事業系廃棄物**」です。

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形又は液状のものをいいます。

廃棄物の分類

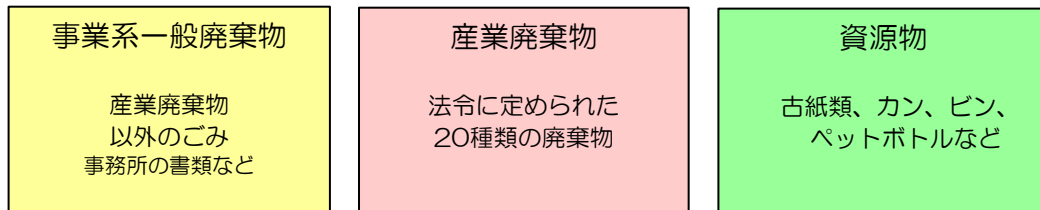


一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準に従い処理する必要があります

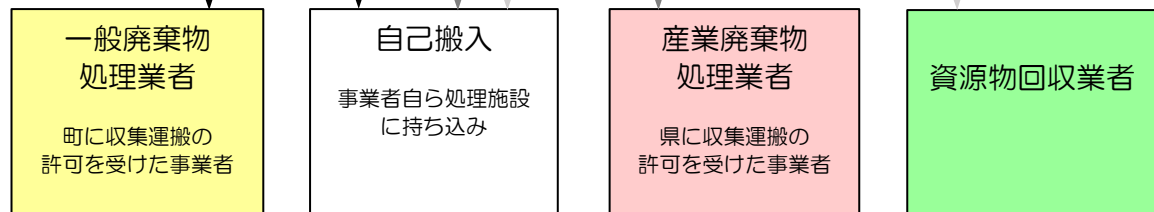
適正なごみ処理の流れ

事業所から発生したごみは、①排出、②収集・運搬、③処理のそれぞれの過程で責任が生じます。

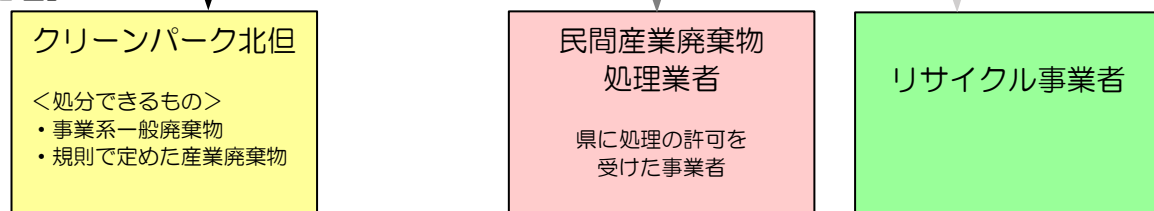
【①排出】



【②収集・運搬】

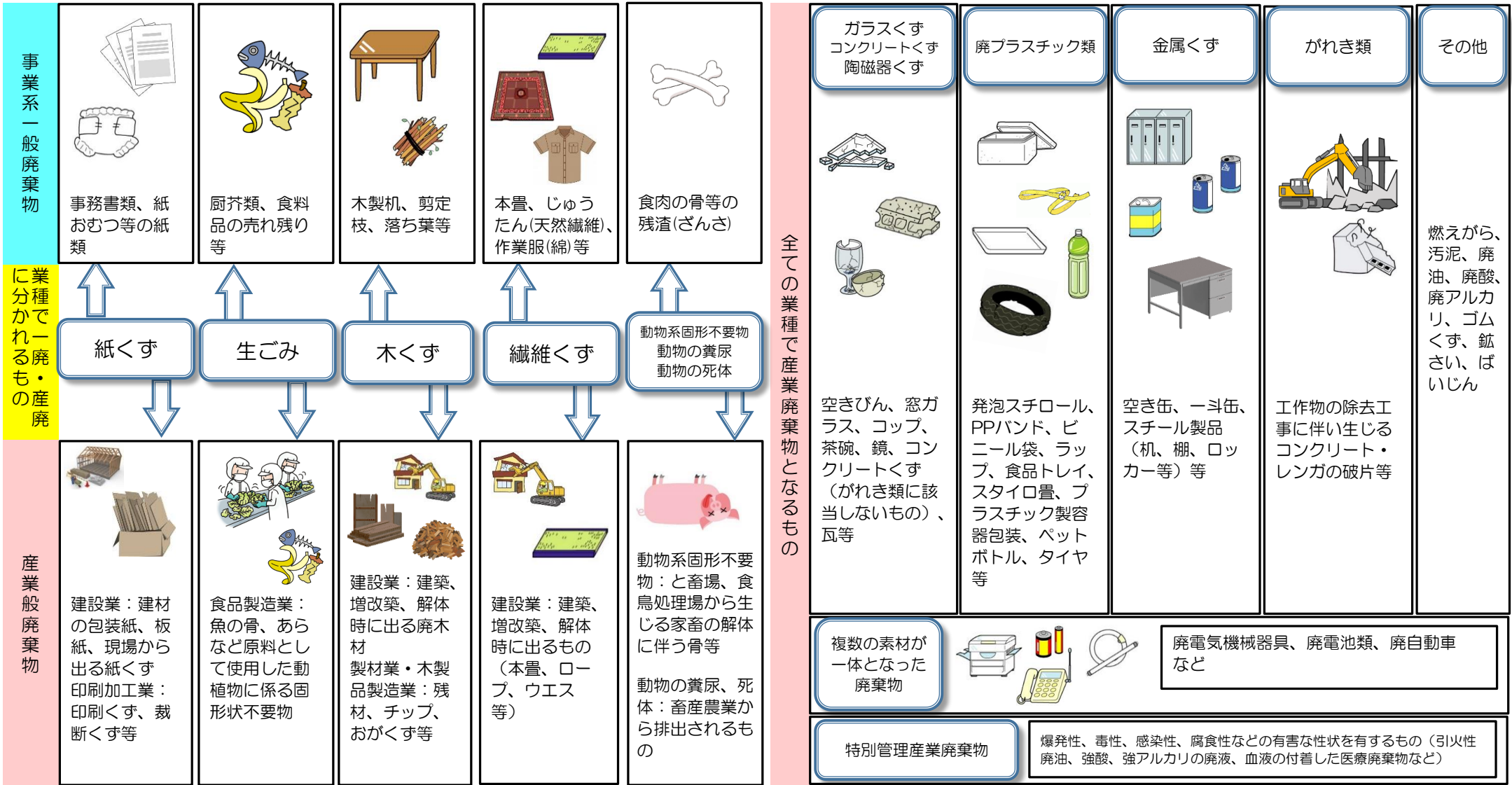


【③処理】



適正な区分

事業系廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の概略を示しています。



事業系廃棄物の適正な処理方法

極力、ごみは減量化、再資源化に取り組み、それでも処分が必要となるごみは、次の方法で処理してください。

○事業系一般廃棄物

- ①事業者が自らクリーンパーク北但へ搬入する。
- ②一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、クリーンパーク北但へ搬入する。
- ③事業者が処理業者と契約し処理する。

香美町一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	電話
有限会社 北近畿環境開発	0796-36-1217
株式会社 アクア	0796-39-1018

費用等については、許可業者へ直接お問い合わせください。

○ごみステーションの利用について

事業で出るごみは、前述のとおり事業者自らの責任で運搬、処分することが法律上、定められています。

ただし、特例として、現状で排出する量が少ない事業者が、ごみステーション管理者（区長等）の承諾を得て、既存のごみステーションを利用しており、家庭ごみの集積や収集運搬に特段支障が無い場合に限り、収集ができることとしています。

（香美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条等 参照）

【具体的な条件】 ※全てを満たしている必要があります。

- ①事業所併用住宅、事業所と住宅が同一の自治区内にあること。
- ②1回あたりの排出量が少量であること。
※少量の目安：各種ごみ袋の大サイズ3個まで
- ③事業系一般廃棄物であること。
※分別が適正に行われていること。
※産業廃棄物が混入していないこと。
- ④使用について自治区との調整ができていること。

注意

家庭ごみでいうところの、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみは事業ごみとして排出した場合、産業廃棄物に該当するものが多くあります。

金属製、プラスチック製の事業ごみは、業種に関わらず産業廃棄物です。

産業廃棄物は適正な分別となっても町では回収しません。

（例） 厨房で使用した食用油のプラスチック製、金属製の空き容器

→産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くずに該当）

○産業廃棄物の処理について

事業者自ら処理が義務付けられています。以下の手順で適正な処分をお願いします。

(委託する場合)

種類・量の把握	①ごみの種類、量から必要となる収集頻度を把握しましょう。
委託契約	②産業廃棄物収集運搬業者、処分業者と委託契約を交わします。 ※書面契約が必須です。 ※許可証等で許可業者であることを確認しましょう。
分別資源化	③資源化できるものは、分別し、別途リサイクル業者へ引き渡し、ごみとなる量を減らすよう努めてください。
保管	④保管は、ごみが飛散、流出、悪臭・害虫の発生がないようにしましょう。 ※保管場所は掲示が必要です。
収集運搬	⑤産業廃棄物を引き渡す場合、管理票（マニフェスト）交付が必要です。 ※事業者自ら処理業者に運搬することも可です。
中間処理 リサイクル 最終処分	⑥搬入されたごみは、様々な方法で中間処理、再資源化され、一部は埋立等で最終処分されることとなります。 ※最終処分までの経過を管理票（マニフェスト）で確認しましょう。

○クリーンパーク北但における産業廃棄物処理について

北但行政事務組合の規則により、一般廃棄物の処理に支障が無く、施設の処理能力の範囲内で、処理できる産業廃棄物を定めています。



◆処理できる産業廃棄物

(北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則第2条参照)

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」）

第2条第1号に規定する「紙くず」

②令第2条第2号に規定する「木くず」

③令第2条第3号に規定する「繊維くず」

④令第2条第4号に規定する「動物又は植物に係る固形状の不要物」

⑤令第2条第7号に規定する「ガラスくず及び陶器くず」

(コンクリートくずは不可)

※事業者自ら施設に搬入又は産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託する必要あり。

※搬入までに事前にご相談いただく必要があります。

産業廃棄物処理事業者に関するお問合せ

一般社団法人 兵庫県資源循環協会

神戸市中央区栄町通4-1-12

日新ビル301号

電話：078-371-3177

FAX：078-371-8864

<http://www.hyogo-sanpai.or.jp/>

兵庫県但馬県民局 地域政策室 環境課

豊岡市幸町7-11

電話：0796-26-3651

「ひょうごの環境」

<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle>

事業系廃棄物の処理委託の注意点

事業系廃棄物の処理を委託する際は以下のことを確認してください。

全ての事業系廃棄物に関する事項

- ①処理を委託する廃棄物の区分（産業廃棄物か一般廃棄物か）に応じた許可を受けている事業者を選定する。
 - 産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可は県
 - ※処分先が他県の場合、他県で荷下しをすることになり、荷下し先の収集運搬業許可も必要。
 - 一般廃棄物収集運搬業の許可は町
- ②委託先の許可証を確認する。
 - 有効期限、許可の種類（収集運搬・処分）、許可されている廃棄物の種類等
- ③複数の事業者から見積を取り、適正処理を最優先事項に料金を比較検討する。
- ④自社の廃棄物が、処理施設の受入基準に適合するものか。

産業廃棄物に関する事項

- ①収集運搬業者と処分業者、それぞれ個別に書面による契約を交わすこと。
（収集運搬、処分が同一業者の場合は、契約書の1本化は可）
- ②処理業者の事務所や処理場を視察し、適正な処理能力を有するか現地確認に努めること。
- ③委託契約書は、契約期間満了後、5年間保存することが法で定められています。

一般廃棄物に関する事項

- ①適正処理を担保し、トラブル等の回避のため収集運搬業者と書面による契約を交わすこと。
- ②廃棄物の処分先がクリーンパーク北但以外の場合は、収集運搬業者が処分先を所管する自治体の許可を受けているか確認すること。

ごみ減量化・再資源化の取組み

ごみをごみとして処分する前に、減らすための環境行動を表す英単語の頭文字「R」を取って、3R運動、4R運動といった取組みがあります。

具体的には、ごみになるものを減らし①②、繰り返し使い③、可能な限り資源物を再生④することを指します。

また、ごみの減量は環境負荷の低減だけでなく、事業者のイメージアップ、コスト削減にもつながります。事業所全体で取り組みましょう。

1. ごみ減量化・再資源化の基本

①リフューズ Refuse 不要となる可能性のあるものを見直す

②リデュース Reduce ごみの発生を抑える

- ・電子媒体活用、両面印刷によるペーパーレス、減量化
- ・購入資材の量を必要最低限にする
- ・商品等の簡易包装化
- ・使い捨て製品の見直し など

③リユース Reuse 繰り返し使う

- ・書類の裏面、使用済み封筒の社内再利用
- ・中古品、レンタル・リース品の利用
- ・通い箱など、運搬・包装資材の省資源化、再利用化
- ・製品の修理体制の充実 など

④リサイクル Recycle 再び資源にする

- ・事務用品、OA用紙のリサイクル商品利用
- ・社内での分別ルールの確立、徹底
- ・古紙類等をリサイクルできるものはごみで廃棄せず回収業者へ など

2. 再資源化（リサイクル）のすすめ

事業系ごみの中には、古紙類・缶類・ビン類・ペットボトルなど、再生利用できるものが含まれています。リサイクルには費用がかかる場合がありますが、古紙類、缶類などは無償又は買取してもらえる場合もあります。

リサイクルに回すことで、ごみ処理費用の削減も図ることができます。

また、小規模事業者で発生量が少ない場合も、地域の同業者で協力して一括でリサイクル業者に委託する方法なども検討しましょう。

事業系ごみの減量化・再資源化

紙類・生ごみなどの事業系一般廃棄物、カン・ビン・プラスチック・金属類等の産業廃棄物など様々なものが減量化・再資源化が可能です。

一般廃棄物		
品目	ごみと資源物の例	減量化・再資源化の方法
古紙類	①事務書類 ②新聞紙 ③雑誌 ④段ボール ⑤雑紙(封筒、紙袋、空き箱等) ⑥機密書類 ※再生不可の紙(一例) 感熱紙、防水加工紙、汚れた紙など	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに分別し、古紙回収業者等に委託。 機密文書は回収業者にその処理方法を相談してください。
生ごみ	①食品の食べ残し ②売れ残り ③調理残渣等 ※食品関連事業者は、食品リサイクル法で減量・リサイクルが義務付けられています。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみなどは、調理方法の工夫や水切りで減量化してください。
繊維くず	①天然繊維でできた作業服、制服	<ul style="list-style-type: none"> 汚れや傷みがなければ古着買取店でのリサイクルが可能です。

産業廃棄物		
品目	ごみと資源物の例	減量化・再資源化の方法
廃プラスチック類	①発泡スチロール ②PPバンド、緩衝材 ③プラ製トレイ ④ビニール袋 ⑤ラップ類 ⑥ペットボトル、プラスチック製容器 ⑥化学繊維の布 など	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル業者にご相談ください。

産業廃棄物

品目	ごみと資源物の例	減量化・再資源化の方法
金属類	①一斗缶 ②スプレー缶 ③刃物類 ④その他金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル業者にご相談ください。
ガラス・陶磁器類	①ガラスコップ ②皿、食器類 ③蛍光灯、電球	
電池	①乾電池 ②充電電池	
廃油	①食用油 ②エンジンオイル ③グリストラップ油	
その他	①家電製品 ②パソコン ③小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられていますので、購入先にお問合せください。 ・パソコンはメーカーにリサイクルの義務がありますので、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ「事業系PCリサイクル」をご覧ください。 ・小型家電は小型家電リサイクル法の認定事業者等に委託してリサイクルに努めてください。

北但地域での産業廃棄物処理について（参考）

事業者名	許可品目	事務所の所在地	電話番号 市外局番 (0796)
石井建材(株)	破碎【がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	香美町村岡区 村岡2952 番地	94-0021
(株)eco's	破碎【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),金属くず,紙くず, 木くず,繊維くず,ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く),がれき類(石 綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市城南町 8 番30号	34-6161
(株)川嶋建設	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市出石町町分 396番地の2	52-3123
(株)金下工務店	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市三坂町 5番9号	22-4556
(株)グリーンテック	破碎【木くず(建設業に係るものを除く)】	豊岡市香住 4番地の1	22-5569
山陰道路(株)	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	新温泉町三谷 132番地	82-1118
(株)但馬環境	破碎【木くず】	豊岡市庄境 1118番地の1	24-7578
(有)ナカニシグローバル	破碎【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),紙くず,木くず,繊 維くず,ゴムくず,金属くず,ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く),がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),紙くず,木くず,繊 維くず,金属くず】 破碎・溶融【紙くず(廃石膏ボードに限る),ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る,石綿 含有産業廃棄物を除く)】 圧縮成型【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),紙くず,木く ず,繊維くず】	豊岡市出石町 袴狭31 番地の1	52-0300
(有)仲西商店	圧縮・切断【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含 有産業廃棄物を除く)】	豊岡市庄境 1106番地の1	23-3302
(株)はしもと建設	破碎【木くず】	豊岡市百合地 789番地	23-7148
(有)はなと商会	圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),金属くず,ガラス くず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業 廃棄物を除く)】	豊岡市百合地 777番地	24-2789
(株)ピエント	破碎【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),紙くず,木くず,繊 維くず,ゴムくず,金属くず,ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く),がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),金属くず,ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄 物を除く)】 圧縮成型【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く),紙くず,木くず, 繊維くず】	豊岡市三宅 152番地の1	26-0670
豊友工業(有)	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿 含有産業廃棄物を除く),がれき類(石綿含有産業廃棄物を を除く)】	豊岡市加陽 1770番地の1	52-5028
ホーユソイル工業(有)	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿 含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物 を除く)】 炭化【紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ】	京丹後市久美浜町 2812番地 ※処理施設 豊岡市加陽字川田 1806番2	0772- 82-0611
北但東部森林組合	破碎【木くず】	豊岡市高屋 894番地の1	23-0147

※兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」産業廃棄物中間処理業者(平成30年4月1日)から、北但地域に施設がある事業者を抜粋

※事務所と処理施設の所在地が異なる場合があります。

※運搬は事業者自ら行うか、産業廃棄物収集運搬許可を有する事業者との契約が必要です。

こどもたちに夢と未来をつなぐまち



かみちょう

香美町

Kami Town Official Site

北但地域での産業廃棄物の処理について

(参考)

事業者名	許可品目	事務所の所在地	電話番号
石井建材(株)	破碎【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	香美町村岡区 村岡 2952 番地	94-0021
(株)eco's	破碎【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市城南町 8 番 30 号	34-6161
(株)川嶋建設	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市出石町町分 396 番地の 2	52-3123
(株)金下工務店	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市三坂町 5 番 9 号	22-4556
(株)グリーンテック	破碎【木くず(建設業に係るものを除く)】	豊岡市香住 4 番地の 1	22-5569
山陰道路(株)	破碎・溶融【がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	新温泉町三谷 132 番地	82-1118
(株)但馬環境	破碎【木くず】	豊岡市庄境 1118 番地の 1	24-7578
(有)ナカニシグローバル	破碎【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず】 破碎・選別【紙くず(廃石膏ボードに限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮成型【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず】	豊岡市出石町 袴狭 31 番地の 1	52-0300
(有)仲西商店	圧縮・切断【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市庄境 1106 番地の 1	23-3302

事業者名	許可品目	事務所の所在地	電話番号
(株)はしもと建設	破砕【木くず】	豊岡市百合地 789 番地	23-7148
(有)はなと商会	圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市百合地 777 番地	24-2789
(株)ピエント	破砕【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)】 圧縮成型【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず】	豊岡市三宅 152 番地の 1	26-0670
豊友工業(有)	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】	豊岡市加陽 1770 番地の 1	52-5028
ホーユソイル工業(有)	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】 炭化【紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ】	京丹後市久美浜町 2812 番地 ※処理施設 豊岡市加陽字川田 1806 番 2	0772- 82-0611
北但東部森林組合	破砕【木くず】	豊岡市高屋 894 番地の 1	23-0147

※平成 30 年 4 月 1 日現在 兵庫県知事許可 産業廃棄物中間処理業者一覧から、北但地域に中間処理施設がある事業者を抜粋

※事務所の所在地と処理施設の所在地が異なる場合があります。

※排出事業者が産業廃棄物の処理のため、表中の処理事業者へ運搬する場合は、排出事業者自らが運搬するか、産業廃棄物収集運搬の許可を有する事業者と契約して運搬してもらう必要があります。

該当する事業者にご直接連絡して相談してください。

事業者によって取り扱う品目が違うため詳しくは、

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会 Tel (078) 381-7464 へ問合せください。